

第 3 5 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和 2 年 5 月 8 日（金）午前 9 時 開会																																				
2 開催場所	三朝町役場 第 4 会議室																																				
3 出席委員	<p>農業委員 6 人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%;">会長 山本雅之</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 25%;">職代 早栗永人</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">1 番 青木君夫</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>2 番 石田英雄</td> <td>欠</td> <td>3 番 森嶋誠美</td> <td>辞</td> <td>4 番 松原利志</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 番 吉田定夫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 5 人</p> <p>農地利用最適化推進委員 5 人のうち出席者・・・非招集</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%;">布廣俊晴</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 25%;">岩本壽博</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">米原章太郎</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>山本 満</td> <td></td> <td>本田 博</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 一人</p>	会長 山本雅之		職代 早栗永人		1 番 青木君夫		2 番 石田英雄	欠	3 番 森嶋誠美	辞	4 番 松原利志		5 番 吉田定夫						布廣俊晴		岩本壽博		米原章太郎		山本 満		本田 博									
会長 山本雅之		職代 早栗永人		1 番 青木君夫																																	
2 番 石田英雄	欠	3 番 森嶋誠美	辞	4 番 松原利志																																	
5 番 吉田定夫																																					
布廣俊晴		岩本壽博		米原章太郎																																	
山本 満		本田 博																																			
4 欠席委員																																					
5 農業委員会事務局職員	事務局長 安田寛 主査 小椋智子 専門員 大村哲也																																				
6 議事録署名委員	4 番 松原利志 委員 5 番 吉田定夫 委員																																				
7 議事内容等	<p>(1) 議案第 9 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（横手）</p> <p>(2) 議案第 9 5 号 非農地証明申請について（横手）</p> <p>(3) 議案第 9 6 号 非農地と判断した土地の取消し及び追加について</p> <p>(4) 議案第 9 7 号 農業委員会の適正な事務実施に係る令和元年度の活動の点検評価（案）及び令和 2 年度活動計画（案）について</p> <p>(5) 議案第 9 8 号 農地利用集積計画（利用権設定）について</p>																																				
8 報告事項	<p>(1) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について</p> <p>(2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について</p> <p>(3) 農地法施行規則第 3 2 条第 1 項（2 a 未満の農業用施設等）による届け出について</p> <p>(4) 公共事業の施工に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について</p>																																				
9 その他	<p>(1) 令和 2 年 6 月 農業委員会総会の日程について</p> <p style="padding-left: 40px;">6 月 1 0 日（水）午前 9 時～</p> <p>(2) その他</p>																																				
10 閉会	午前 1 0 時																																				

1 開会

《事務局》

定刻になりましたので、ただ今から、第35回三朝町農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、山本会長、ご挨拶をお願いいたします。

2 会長あいさつ

本日の委員会は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国の緊急事態宣言の発出に伴い、
農地利用最適化推進委員さんの出席無での開催としておりますのでご了解いただきたいと思います。

3 総会成立宣言

《事務局長》

本日の出席委員は6名中、5名が出席されています。

定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。

それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山本会長をお願いいたします。

4 議事録署名委員の指名

《議長》

日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。

三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしとのことですので、4番 松原利志 委員、5番 吉田定夫 委員、を指名します。よろしくをお願いいたします。なお、書記は事務局でお願いします。

5 議 事

《議長》

これより、日程第5の議事に入ります。

《議長》

「議案第94号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局は、議案の説明を行ってください。

《事務局》

それでは説明させていただきます。

本議案の申請につきましては、譲受人の先祖代々の墓地は竹田地域にありますが、加齢に伴い墓参がままならなくなったことから、現住所に近いところで墓地を検討されていたところ、当申請地の譲渡の話がまとまったことから本件申請となったところでございます。

(審査表説明)

なお、審査表につきましては2ページのとおりでありまして、要件を満たしているものと判断したところでございます。

《現地確認報告》・・・松原利志 委員

現地の確認を、5月8日（金）午前8時30分から、山本会長さん、事務局の大村専門員さんと現地確認を行っております。

当該地は、登記簿上は畑ですが以前は墓地として使用されていたようで、今回の申請通り墓地に用途変更することに問題ないと判断したところです。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

その他、何かご質問等はありませんか。

【「なし」の声あり】

《議長》

それでは、議案第94号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全ての委員の挙手を確認】

《議長》

それでは、議案第94号は承認されました。

《議長》

「議案第95号 非農地証明申請について」を議題とします。

事務局は、議案の説明を行ってください。

《事務局》

それでは説明させていただきます。

本申請地が現在に至った経過につきましては、申請書類に添付の顛末書（25頁）のとおりでありまして、申請人の裏山の真砂土採取事業で土砂の流出を防止するためにコンクリート打設を行い、その後にカーポートを設置したものです。

この度、隣接する畑の5条申請に伴い当該地が畑であり無届出の設置が明らかになったものですが、設置から20年以上が経過していることから、本申請書に至ったものでございます。

《現地確認報告》・・・松原利志 委員

現地の確認を、5月8日（金）午前8時40分から、山本会長さん、事務局の大村専門員さんと現地確認を行っております。

当該地は、申請書類のとおりコンクリート打設されカーポートが設置されていること、すでに20年以上経過していることから、非農地の認定を行う事が適当であると判断したところです。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

何かご質問はありませんか。

【「なし」の声あり】

《議長》

それでは、議案第95号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全ての委員の挙手を確認】

《議長》

それでは、議案第95号は承認されました。

《議長》

議案第96号「非農地と判断した土地の取消し及び追加について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第96号について説明します。

本議案につきましては、第33回（3月）の委員会で承認を得ました農地について、非農地認定の通知を行ったところ、土地所有者から耕作を行う等の意見申し立てがありましたので、非農地と判断した農地の取消しを行おうとするものです。

また、平成29年度に行いました非農地判断において、漏れていた非農地がありましたので非農地と判断した土地として追加を行うものです。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

何かご質問はありませんか。

【「なし」の声あり】

《議長》

それでは、議案第96号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全ての委員の挙手を確認】

《議長》

それでは、議案第 9 6 号は承認されました。

《議長》

議案第 9 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る令和元年度の活動の点検評価（案）及び令和 2 年度活動計画（案）について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第 9 7 号について説明します。

本議案は、「農業委員会の適正な事務実施について」（平成 21 年 1 月 23 日付 20 経営第 5791 号経営局長通知）に基づき、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）及び「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」（案）を別紙のとおり作成しましたので、本委員会の決議を求めるものでございます。

なお、本委員会で決議ののちには、町HPで公開することになっております。

《資料の説明》

《議長》

これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

その他、何かご質問、ご意見はありませんか。

【「なし」の声、多数あり】

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 9 7 号について承認される方は挙手をお願いします。

【7 人の委員の挙手を確認】

それでは、議案第 9 7 号は、承認されました。

《議長》

議案第 9 8 号「農地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第 9 8 号について説明します。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。

【議案書をもとに朗読】

諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 3 号の各要件である、

1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。

2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。

のすべて満たしていると判断されるため、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

それぞれ担当地域を確認してください。

《議長》

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

その他、質疑等はありませんか。

【「なし」の声、多数あり】

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 98 号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員の委員の挙手を確認】

それでは、議案第 98 号は、承認されました。

《議長》

以上で、本日の議事は終了しました。

引き続き、第 6 の報告事項に移ります。

事務局は、説明をお願いします。

《事務局》

それでは、「報告(1)の、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」でございますが、 ページからの資料のとおり、3 件の届出が出ております。

いずれの農地につきましても、次の耕作に者は決定しているものでございます。

「報告(2)の、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」につきましても、3 件

の届出がありましたので、ご確認いただきたいと思います。

「報告(3)の、農地法施行規則第32条第1項(2a未滿の農業用施設等)による届け出について」につきましては、段差のある畑への進入路として畑の一部を使用する旨の報告が出ているものでございます。

「報告(4)の公共事業の施工に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について」につきましては、木地山地内の保安林保全工事に伴う土砂仮置き場、資材置き場として一時転用する旨の届出があったものでございます。

事務局からの報告事項は、以上でございます。

《議長》

事務局からの説明は以上のとおりでしたが、その他、皆さんからご質問等ありましたらお願いします。

【「なし」の声、多数あり】

7 その他

《議長》

続いて、第8のその他に入ります。

(1) 幹旋希望について

《議長》

前回の委員会で、農地法第3条の3第1項の規定による届出の中で幹旋希望有が1件あり、当該区域の農業委員さんに現地の確認をお願いしたところですので、報告をお願いします。

【報告】

《1番委員》

4月10日の委員会終了後、布廣推進委員さんと、幹旋希望の農地確認をしてきました。基盤整備田につきましては、山口さんが耕作されており継続されるようです。田の水田については、草刈りも行われており適正な管理状況であることを確認しました。なお、1筆の畑につきましては、引き続き所有者さんが自家野菜園として使用されるようです。以上が、農地の確認状況です。

《議長》

耕作の幹旋希望がある場合は、10月以降の担い手協議会の案件となるよう、事務局サイドの確認をお願いします。

(2) 令和2年6月の農業委員会総会の日程について

【協議の結果】

6月10日(水)午前9時の開会を予定します。

※現地確認が必要な場合には、別途連絡します。

事務局からは以上です。

《議長》

皆さんの方からも、その他何かございますか。

《議長》

その他意見等ないので、以上で第7のその他を終わります。

《議長》

その他、全般を通して、何かございませんか。

【「なし」の声あり】

それでは、以上で本日の議案の審議、報告事項等はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第35回三朝町農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月8日

議 長

議事録署名委員

4 番農業委員

5 番農業委員